



第 1 回 日本企業の海外展開動向を踏まえた 国際課税制度のあり方に関する研究会

2024年11月

一般社団法人 日本貿易会
Japan Foreign Trade Council, Inc.

CFC税制に係るこれまでの主な税制改正経緯

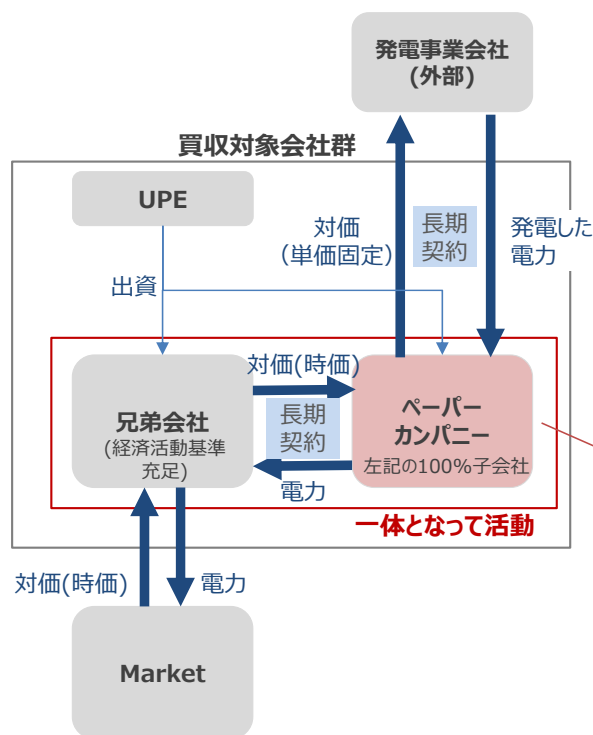
- 産業界のための税制改正を、既に複数行って頂いてきた経緯
- 残る課題(後述)への対応として、追加的な見直しをご検討頂きたい

- ✓ 2009年
外国子会社配当益金不算入制度導入に伴う制度趣旨の変更
(「課税繰延の抑止」→「租税回避を発生時に抑止」)
- ✓ 2018年
ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例(PMI特例)
- ✓ 2019年
ペーパー・カンパニー特例(持株会社、不動産、資源開発プロジェクト等)
- ✓ 2023年
制度適用免除基準引下げ(30→27%)
- ✓ 2024年
ペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件の緩和

残る課題 1 : 租税回避リスクのないペーパー・カンパニーへの過剰合算①

- CFC税制において、実体/管理支配基準を満たせず、いずれの特例にも該当しない会社(ペーパー・カンパニー)は、直ちに「租税回避リスクが高い」として全部合算となる
- しかし、租税回避リスクのないペーパー・カンパニーが合算対象となり、採算悪化を通じて国際的な競争力を削がれているケース有

事例1 海外M&Aで買収した会社群に含まれるペーパー・カンパニーが合算対象となるケース (元から「外」にあった会社なのに)



- 買収対象会社群約200社の中に、特例で救われない
ペーパー・カンパニーがいることが判明、予期せぬ合算が発生
- 上記は、外部との長期契約を保有させるSPC。
実体ある兄弟会社から長期契約に関するテールリスクを
隔離する目的で設立
(買収対象会社のリスク管理ポリシーに基づく)
- PMI特例は整備されているが、再編に際しては海外のパートナーや
取引先との合意を要するため、必ずしも内国法人の意思だけで
できるものではない
- 左記はM&A実行後に判明したケースだが、CFCのために
採算悪化が見込まれ、実行を断念/他国に買い負けるケースも潜在

実体/管理支配基準	×	兄弟会社から管理支配
持株会社特例	×	長期契約を保有
不動産特例	×	
資源開発特例	×	発電事業であれば該当し得るが、電力売買は対象外

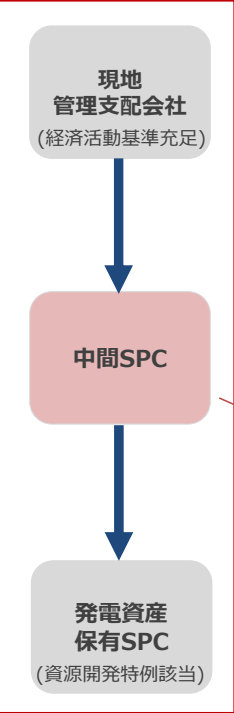
- 海外M&Aに伴う過剰合算は、ペーパー・カンパニー「以外」の会社についても、租税負担割合が20%未満で発生し得る
(元から「外」にあった会社なのに)
- (事例1-2)
従業員もオフィスもあり実体はあるが、兄弟会社から管理支配、あるいは近隣国から管理支配していたため経済活動基準を満たせず、買収直後から全部合算となったケース
- 本邦からの利益移転がなければ課税されない枠組み、あるいは少なくともM&A後一定期間は課税を受けないルールが必要

残る課題 1：租税回避リスクのないペーパー・カンパニーへの過剰合算②

- CFC税制において、実体/管理支配基準を満たせず、いずれの特例にも該当しない会社(ペーパー・カンパニー)は、直ちに「租税回避リスクが高い」として全部合算となる
- しかし、租税回避リスクのないペーパー・カンパニーが合算対象となり、採算悪化を通じて国際的な競争力を削がれているケース有

事例2/3 一体となって地産地消事業に取組む会社群における、中間SPCによる譲渡益が合算となるケース (「外」にあるのが事業上自然な会社なのに)

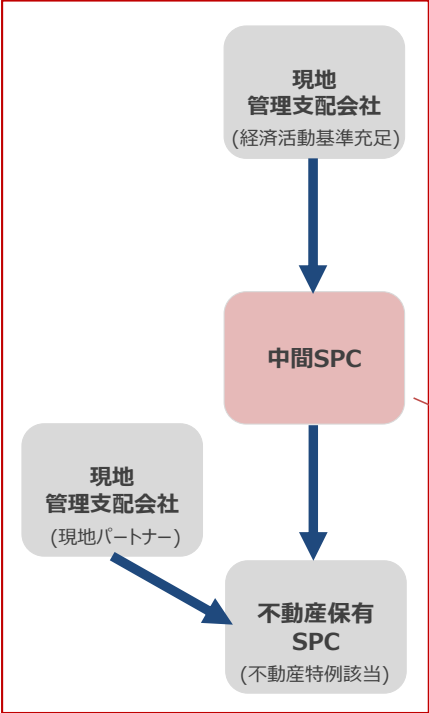
一体として発電事業に取組



- リスク隔離、EXITしやすさ向上のために、現地管理支配会社と資産保有SPCの間に中間SPCを設立。両SPCは、資産毎に設立するため数百社にのぼる。各SPCは継続保有を前提とせず、適時に売却して投下資本を回転させている
- 中間SPCが、資産保有SPC持分を第三者宛に売却する際、売先の資金不足で、内国法人持分50%超・売先持分50%未満のJVに一旦売却するケース(資金不足解消後に売先100%化を予定)において、関連者宛売却として収入割合要件を満たせず合算対象に。
- 管理支配会社に移転してから売却すると対象外となるが、中間SPCを設立してEXITしやすさを向上させた意味がないうえ、管理支配会社が持分法適用会社の場合などでは簡単ではない

		譲渡益課税の回避可否
実体/管理支配基準	×	
持株会社特例	×	該当するが、譲渡益は合算
不動産特例	×	
資源開発特例	×	関連者宛の売却では収入割合要件を満たせない

一体として不動産開発・運営事業に取組



- 同左
- 中間SPCが、資産保有SPC持分を投資家に一部売却すると合算対象
- 資産保有SPCが資産売却する形なら合算とならないが、中間SPCを設立してEXITしやすさを向上させた意味がない(資産を直接全量保有したくない投資家ニーズあり)

		譲渡益課税の回避可否
実体/管理支配基準	×	
持株会社特例	×	該当するが、譲渡益は合算
不動産特例	△	複数社の管理支配を受ける場合の該当は不明確
資源開発特例	△	インフラ整備を伴う不動産開発であれば該当余地あり

残る課題 2 : 本邦から事業を行うよりも、むしろ租税負担が重くなるケース

- 合算による課税は、本邦から事業を行った場合を上限とすべき
- 仮に、個社別の租税負担割合計算を廃止する場合(後述)は、日本より高課税の国における所得を合算し得るため、特に手当を要する

- ✓ 繰越欠損金関連
 - ① 繰戻しが認められない(X年度が所得あり、X+1年度が欠損の場合、欠損をX年度に充当できない)
 - ② 事業期間の途中から部分合算から全部合算に変わった場合、債務免除益に対し、個社ベースより少ない欠損金しか充当できない
- ✓ 会社清算時に、期末の状況を捉えてペーパー・カンパニーと扱われ、債務免除益や残存資産売却益が合算課税される(繰越欠損金を充当できない)
- ✓ 当該CFC経由の出資比率だけで益金不算入該否が判定される(グループ全体での出資比率が勘案されない)
- ✓ 配当支払国との租税条約において、海外子会社配当益金不算入制度の出資比率要件が引き下げられていても(アメリカ：10%等)勘案されない
- ✓ 受動的所得における損益通算グループ・非損益通算グループによって、通常の内国法人であればネットできる損益が片側だけ合算となる(CFCの保有する外貨預金由来の為替差損と受取利息等)

加えて、経済安全保障の観点から、10%以上の持分割合で全部合算・部分合算の対象外とされている特定の資源投資について、その特定資源の範囲に「鉱物資源」を追加いただけると有難い

残る課題3：本邦CFC税制の実務負担、軽減のための取組とその限界

- 過剰合算の問題とは別に、租税回避に決して積極的ではない貿易会各社において、様々な実務負担が生じている
- 租税負担割合計算：4,000社、申告書作成対象：2,100社

特に大変な実務

(別紙ご参照)

- ➡ 大量の会社群に合算がないことを一社毎に証明(特に米国等)
合算タイミングの問題(CFCの税額計算が間に合わない)
租税負担割合計算(特に、マイナー国における非課税所得の判別・調整)

軽減のための取組例

(直接的な打ち手に乏しい)

- ✓ 各種申告関連書類を格納するDBの整備
- ✓ 申告書フォーマットの自動書き出し

➡ 企業側の努力でカバーできる余地は限定的

残る課題 4 : グローバル・ミニマム課税の実務負担、軽減のための取組とその限界

- 本邦・外国の税法に依拠するCFCの租税負担割合や合算所得の計算と、連結決算数値を基準とするPillar 2のETRやトップアップ税の計算は、対象会社の一部重複はあるものの、その具体的な計算プロセスや必要情報に略重複はなく、本店・関係会社双方で単純に事務負担が倍増
- 効果的な恒久的SHが整備されない限り、CbCR SHが使えなくなる27年度以降は更に悪化。
CbCR SHも、キャピタルゲイン非課税国ではCbCR上のETRが低く出やすく機能しづらい(➡ トップアップ税ないのに本則計算を要する)

特に大変な実務

- ✓ 連結決算では不要な100超のデータを、構成事業体各社から収集
(会計：現地連結決算を受入／税務：単体ベースにばらす)
- ✓ 連結決算では不要な、JVの網羅的把握
- ✓ 過年度への遡及計算を要する項目
(繰延税金負債のリキャプチャー・税金費用の事後修正)

➡ 発生税額と見合わない事務負担

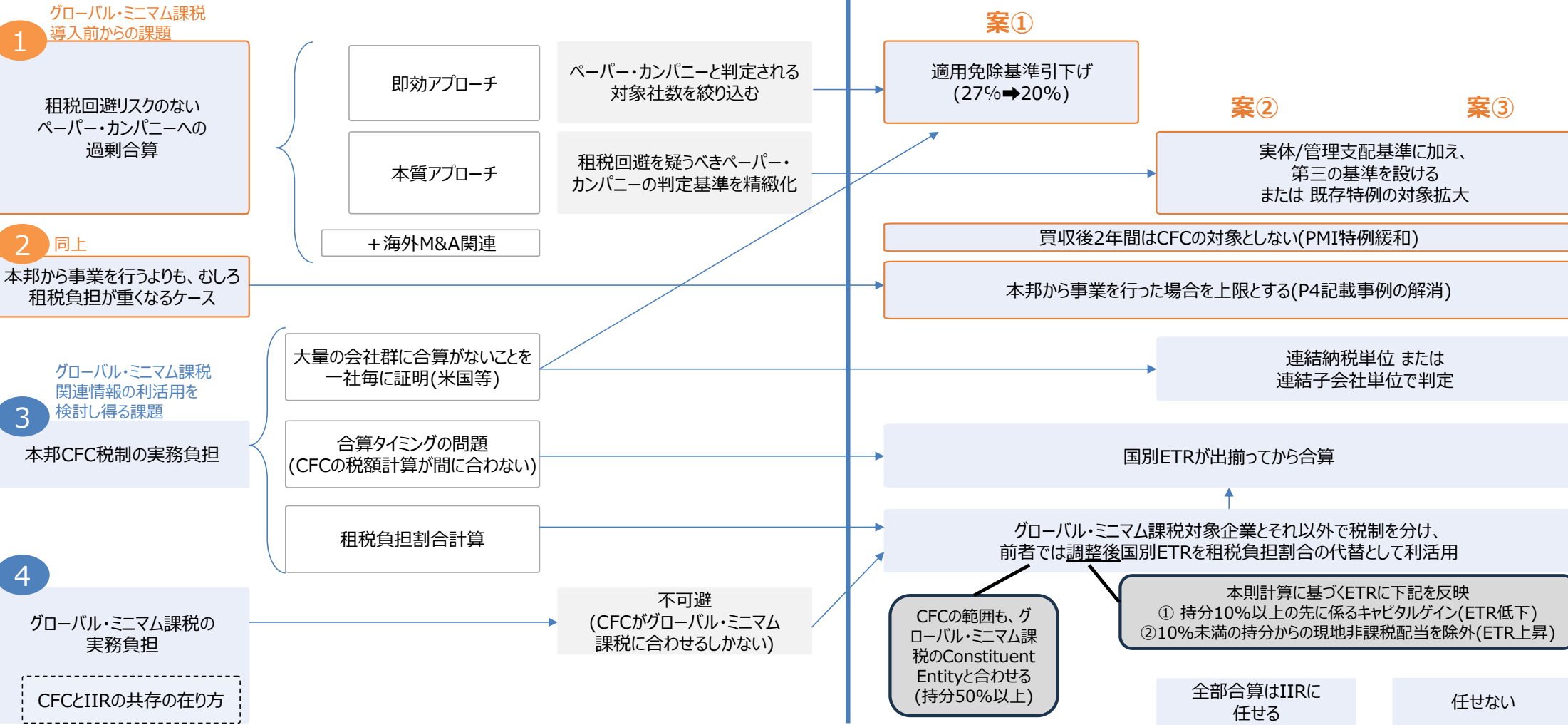
軽減のための取組例

(直接的な打ち手に乏しい)

- ✓ グローバルな税理士法人が提供する質問票・計算ツールの活用
- ✓ CbCRに合わせた情報収集

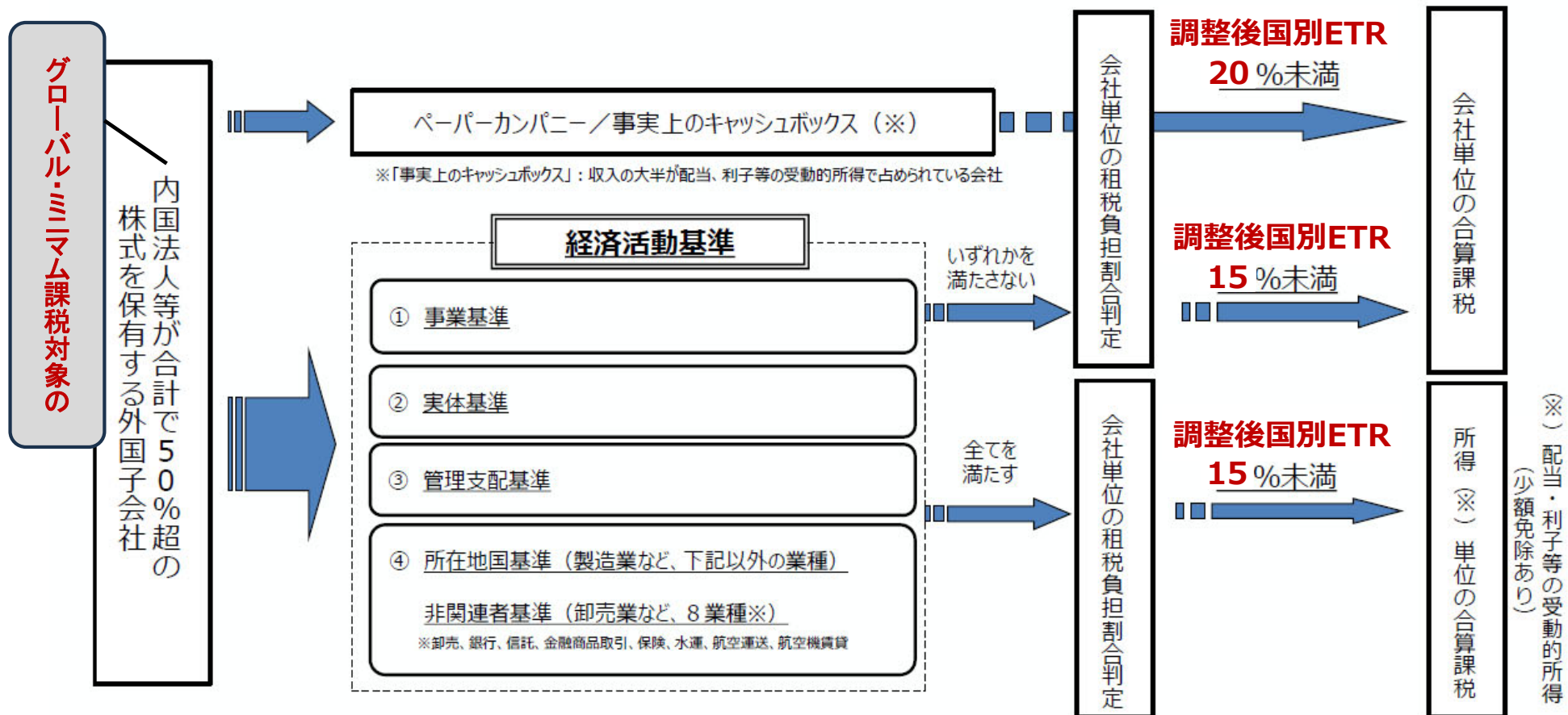
➡ 企業側の努力でカバーできる余地は限定的

前述の課題1～4を改善できる、CFC税制の枠組みとは



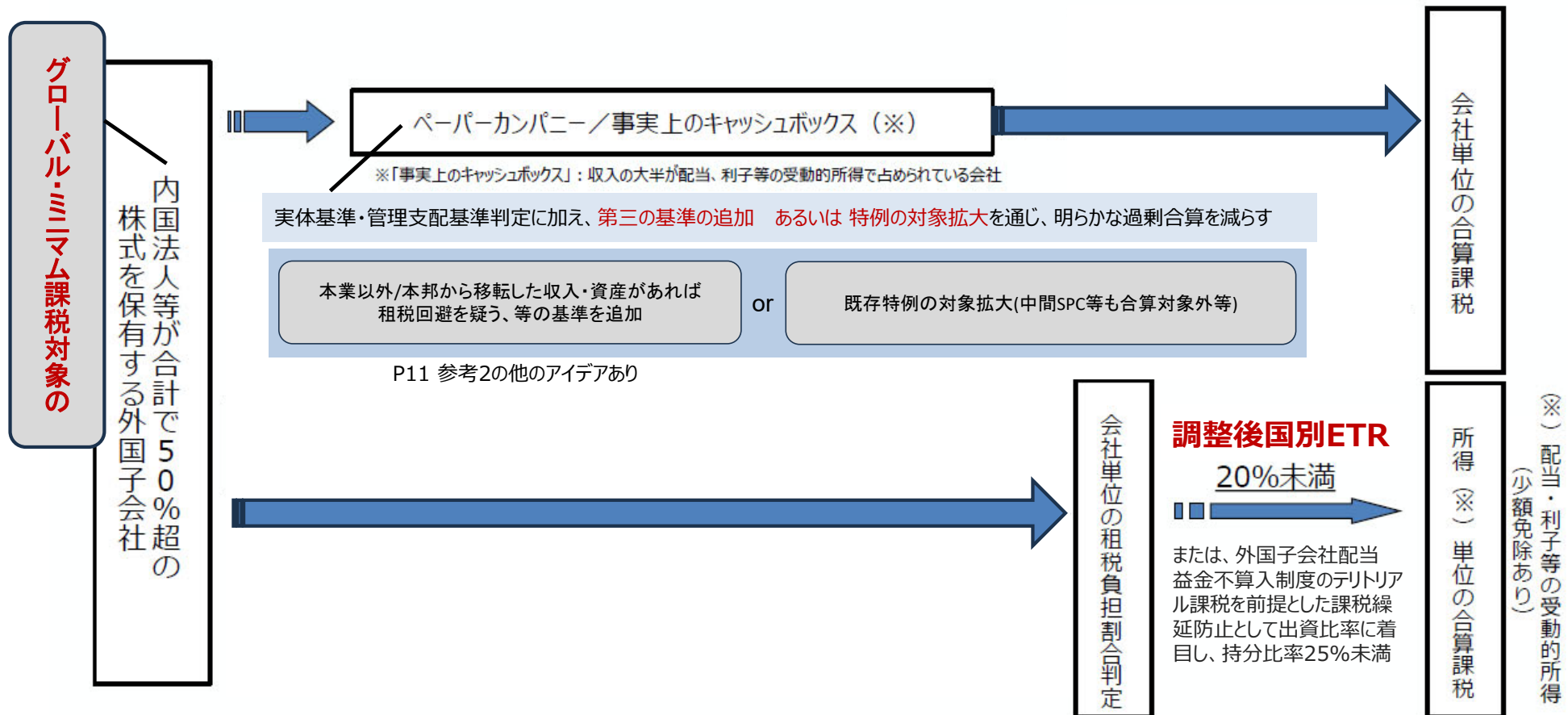
CFC税制の見直し案① 適用免除税率引下げ

- ペーパー・カンパニーの過剰合算が問題になっている国の大半はアメリカ・欧州。制度適用免除基準を20%まで下げれば多くは解決



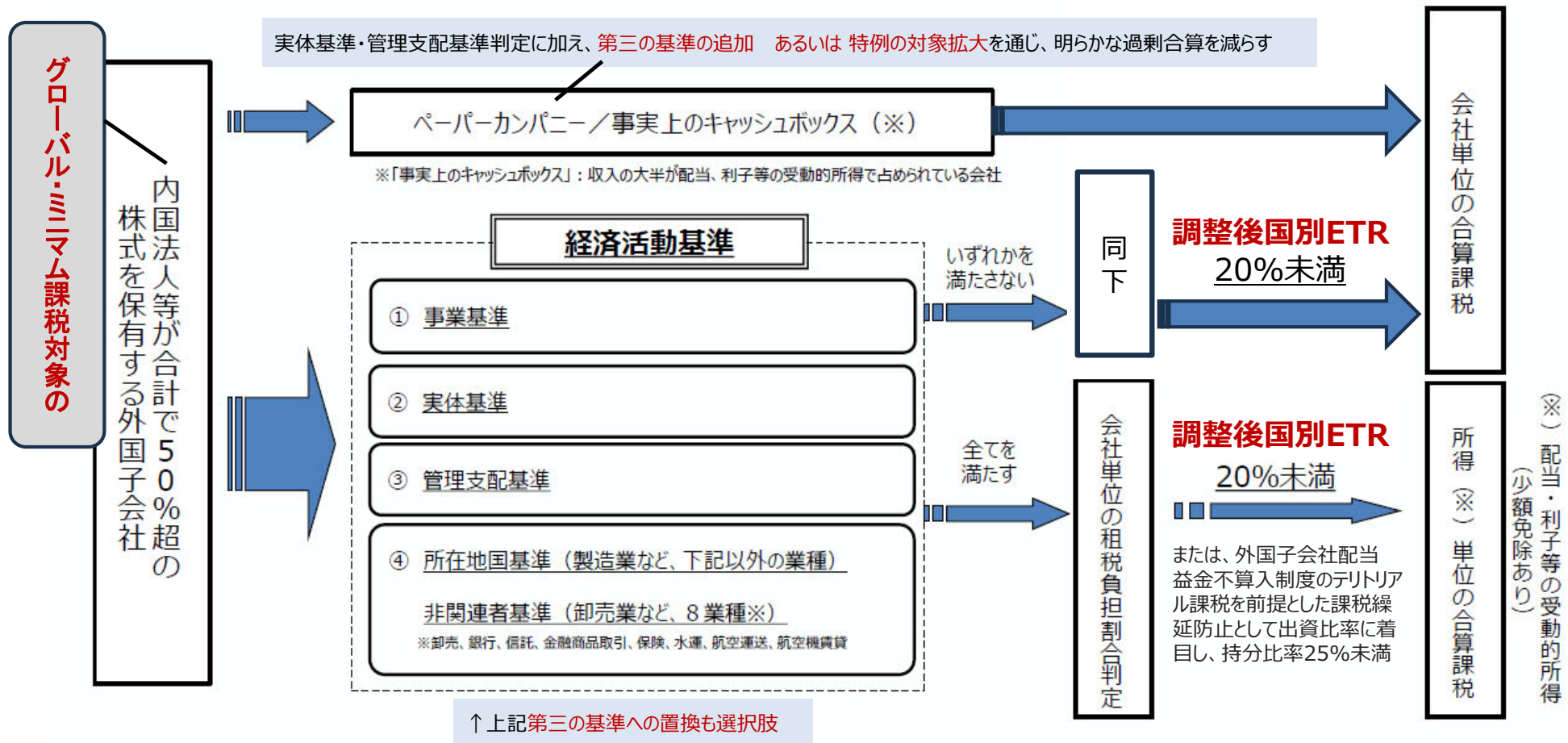
CFC税制の見直し案② 租税回避を疑うべきペーパー・カンパニーの精緻化 + 全部合算はIIRに任せる

- 現行の実体/管理支配基準は「ペーパー・カンパニーであるか否か」を判定するのみ→第三の基準追加により「租税回避を疑うべきか否か」を判定できるように



CFC税制の見直し案③ 租税回避を疑うべきペーパー・カンパニーの精緻化 + 全部合算はIIRに任せない

- 経済活動基準の廃止を伴う②が、受動的所得の範囲拡大をどうしても惹起する場合は、次善策として同基準を残すもの



参考資料

(参考1)全部合算 VS 部分合算

	利点	欠点
全部合算	- 勘定科目ベースでは抽出できない受動的所得も捕捉できる - 受動的所得抽出の手間を省ける	- 非課税所得等の調整要 - 真に能動的な所得の過剰合算 (ペーパー・カンパニー、経済活動基準非充足の先でしか正当化されない)
部分合算	- IIRによる全部合算と並列するCFCとして整合的 - 非課税所得等の調整不要	受動的所得抽出の手間 (勘定科目ベースで抽出できればベター)

(参考2)実体/管理支配基準に追加すべき「第三の基準」のオプション

	概要	利点	欠点
本業以外/本邦から移転された資産・収益テスト	海外に所在する企業群において、本業以外、または本邦から移転された資産・収益がなければ、租税回避リスクが高くないとして全部合算とはしない	(本業が明確であれば)定量的な判断が可能	「本業」の定義づけ - 本業が事後に変わるケースの取扱い
連結子会社単位での実質居住地テスト	個社としては現地での管理支配実態がないとしても、連結子会社単位での事業活動に相応しい実体・人員を備え、個社単位でも他国からの管理支配実態がなければ、居住地を形式で判断し全部合算とはしない	海外M&A/中間SPCに係る過剰合算解消	定性かつ総合判断の運用コスト
租税回避性テスト	CFC税制で捕捉すべき租税回避行為を明確化の上、それにあたる行為を合算	明確化された租税回避行為を過不足なく合算できる	新たな租税回避行為は予防できず、過少合算となる
その他			

(参考3)「租税回避」の定義と、本邦CFC税制の射程

	定義	本邦CFC税制へのインプリケーション
金子宏先生 「租税法」	私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除することを、租税回避という	- 合理的な理由のある、リスクオフ目的のペーパー・カンパニーや中間SPCは、「通常用いられない法形式」といえるか？ - しかもそれを、「内国法人の所得とみなし(財務省HP)」課税する正当性(中間SPCだけ日本にあるほうが、よほど「通常用いられない法形式」) - 現地企業でしか獲得できない政府補助金を、異常所得として合算すべき理由？
清水敬次先生 「租税回避の研究」	税法上通常のものと考えられている取引形式を選択せず、それとは異なる取引形式を選択することにより、通常の取引形式を選択した場合と同一またはほぼ同一の経済的効果を達成しながら、租税上の負担を軽減または排除すること	同上

(参考4)案②の合算所得／事務負担への影響

租税負担割合	現行CFC上の取扱い	CFC合算所得への影響(+:現行制度比で所得増)	事務負担への影響(+:現行制度比で事務負担増)
27%以上	ペーパー・カンパニー (租税負担割合>27%で合算対象外)	+ 当該先における所得(全部合算となる場合)	+ 特例該当判定 + 合算所得算出・申告書/申告添付資料作成 (全部合算の場合)
27%未満	ペーパー・カンパニー (全部合算)	▲実体/管理支配基準判定精緻化の影響 : 明らかな過剰合算の解消	▲第三の基準等により対象外となる先に係る合算所得算出・ 申告書/申告書添付資料作成 ▲個社別の非課税所得調整・租税負担割合計算
27%未満	ペーパー・カンパニー (既存特例適用で合算対象外)	—	▲個社別の非課税所得調整・租税負担割合計算
20%以上	ペーパー・カンパニー以外	略増減なし (個社別調整後ETRと租税負担割合の大小次第で±あり得る)	▲租税負担割合の計算
20%未満	経済活動基準を満たす先 (部分合算)	同上	▲個社別の経済活動基準判定 ▲個社別の非課税所得調整・租税負担割合計算
20%未満	経済活動基準を満たさない先 (全部合算)	▲能動的所得(全部→部分合算となるため) ※ 能動的所得が赤字の場合はCFC合算所得増	+ 受動的所得の抽出 ▲個社別の経済活動基準判定 ▲個社別の非課税所得調整・租税負担割合計算

案②補足

- ① 一定のペーパーカンパニーへの課税継続・強化(エンティティアプローチ)
制度適用免除基準(租税負担割合27%)を廃止し、課税ベース拡大。
実体基準・管理支配基準に加え、第三の基準(一定の収入/資産割合要件の追加等)を追加して判定結果を精緻化、あるいは特例の追加により明らかな過剰合算を減らす
収入/資産割合要件を、個社別でなく連結納税/連結子会社単位で判定
- ② CFCとしてP2とは別に捕捉すべき所得を合算(インカムアプローチ)
: 現行CFCで部分合算される受動的所得
但し、IIRの調整後個社別ETR(IIRで課税されないキャピタルゲイン・IIRで課税される受配をETRに反映。CFCプッシュダウン前のQDMTTベース。SH適用国はCbCRによる簡易ETR)
が20%以上の場合は個社単位で適用免除
(租税回避誘因の小さい国を除外し、抽出対象企業を削減)

(参考5)案③の合算所得／事務負担への影響

租税負担割合	現行CFC上の取扱い	CFC合算所得への影響(+:現行制度比で所得増)	事務負担への影響(+:現行制度比で事務負担増)
27%以上	ペーパー・カンパニー (租税負担割合>27%で合算対象外)	+ 当該先における所得(全部合算となる場合)	+ 特例該当判定 + 合算所得算出・申告書/申告添付資料作成 (全部合算の場合)
27%未満	ペーパー・カンパニー (全部合算)	▲実体/管理支配基準判定精緻化の影響 : 明らかな過剰合算の解消	▲第三の基準等により対象外となる先に係る合算所得算出・ 申告書/申告書添付資料作成 ▲個社別の非課税所得調整・租税負担割合計算
27%未満	ペーパー・カンパニー (既存特例適用で合算対象外)	—	▲個社別の非課税所得調整・租税負担割合計算
20%以上	ペーパー・カンパニー以外	略増減なし (個社別調整後ETRと租税負担割合の大小次第で±あり得る)	▲租税負担割合の計算
20%未満	経済活動基準を満たす先 (部分合算)	同上	▲個社別の非課税所得調整・租税負担割合計算
20%未満	経済活動基準を満たさない先 (全部合算)		

案③補足

- ① 一定のペーパーカンパニーへの課税継続・強化(エンティティアプローチ)
制度適用免除基準(租税負担割合27%)を廃止
実体基準・管理支配基準に加え、第三の基準(一定の収入/資産割合要件の追加等)を追加して判定結果を精緻化、あるいは特例の追加により明らかな過剰合算を減らす
収入/資産割合要件を、個社別でなく連結納税/連結子会社単位で判定
- ② 経済活動基準を残しつつ、部分合算対象会社については受動的所得を合算(エンティティアプローチとインカムアプローチのハイブリッド)
但し、IIRの調整後個社別ETR(IIRで課税されないキャピタルゲイン・IIRで課税される受配をETRに反映。CFCプッシュダウン前のQDMTTベース。SH適用国はCbCRによる簡易ETR)
が20%以上の場合は個社単位で適用免除
(租税回避誘因の小さい国を除外し、抽出対象企業を削減)

本邦CFC税制の事務負担(23年度ベース)

- 本邦CFC税制の対応手順を①～⑩に分解のうえ、商社 8 社の税務部局を対象に、各手順毎の事務量についてのアンケートを実施(全体を100%とした場合の、各手順が占める割合のイメージを聴取)
- 税務部局での事務負担の総量は、4,500人日/年(一人当たり約30人日)。これとは別に、外国関係会社担当者・本邦営業/経理担当者でも、主に①・④における情報収集でそれぞれ同規模の事務負担有

